

商品概要説明書－金銭信託－

平成23年10月3日現在

項 目	内 容
1. 商品名	りそな合同運用指定金銭信託
愛 称	「金銭信託」
2. ご利用者	どなたでもご利用いただけます。
3. 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・据置式：1年・2年・5年または2年以上で満期日を自由にご指定いただけます。 ・追加式：2年以上で満期日を自由にご指定いただけます。 最終お預入れ日から2年間の据置期間が必要です。 ・お預入れ期間の途中で満期日を延長していただくこともできます。 ・1年・2年・5年の据置式では自動継続のお取扱いができます。
4. 運用の基本方針	利息等の安定的な収入の確保により、信託財産の成長を図ることを運用の基本方針とします。
5. 運用制限	<p>ありません。</p> <p>(信託財産の運用対象には貸付金、株式等があり、約款第3条に規定しています。)</p>
6. 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> ●現金、小切手その他の証券類、他口座からの振替でお預入れいただけます。 ・証券類の場合は、その証券類の決済日が預入日となります。 ●お預入れ方法は次の2つからお選びいただけます。 ・据置式：一括でお預入れいただき、満期日まで据置きます。 ・追加式：随時お預入れいただけます。
預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・据置式：5,000円以上（1円単位） ・追加式：お預入れごとに1回5,000円以上（1円単位）
7. 払戻方法	満期日以降、収益金とともにお支払いします。
8. 収 益 金	
予定配当率の適用方法	<ul style="list-style-type: none"> ●お預入(ご継続)日に店頭に表示する予定配当率を適用します。 期間1年以上2年未満は1年ものの予定配当率、期間2年以上5年未満は2年ものの予定配当率、期間5年以上は5年ものの予定配当率をそれぞれ適用します。 ●お預入後、適用する予定配当率は原則として3月および9月の各26日に変更し、当日の店頭に表示する予定配当率を同日以降適用します。
収益金のお支払い	<p>毎年3月と9月の各26日にお支払いします。</p> <p>[支払方法] (次の3つからお選びいただけます。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご指定の口座に自動入金する方法 ●元本に組入れる方法 ●現金でお支払いする方法 (自動継続扱いの金銭信託ではお取扱いできません)
期日後収益金	満期日から解約(継続)日の前日までの日数について、解約(継続)日の普通預金利率で計算した収益金をお支払いします。
9. 収益金の計算	毎年3月と9月の各26日にお支払いする収益金は、半年間の利益より信託報酬、諸経費等を控除した金額とします。

りそな銀行

項 目	内 容
10. 信託報酬	元本に対して、年0.01/100から5/100の範囲内で申し受けます。
11. 手 数 料	ありません。（ただし、中途解約時（後記13の場合）を除きます。）
12. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ●他益信託のお取扱い お預入れになったご本人以外の方に元本および収益金、またはいずれか一方をお受取りいただくこともできます。（自動継続扱いの金銭信託ではお取扱いできません） ●元利金の特約交付のお取扱い あらかじめご指定いただいたうえで、元利金を分割してお受取りいただくこともできます。（自動継続扱いの金銭信託ではお取扱いできません） ●自動振替のお取扱い 「追加式」では、自動振替により毎月一定額をお積立いただくこともできます。 ●マル優のお取扱い マル優のお取扱いができます。（非課税限度額：最高350万円）
13. 中途解約時の 取扱い	原則、満期日までは解約できません。やむを得ず解約される場合は、信託契約日からご解約のお申し出の前日までに生じた税引き後の収益を限度とし、解約手数料を頂戴します。ただし、上記12. の特約交付による一部解約の場合を除きます。
14. 預金保険適用 元本補てん 契約の有無	<ul style="list-style-type: none"> ●この信託の元本は、預金保険制度の対象となります。 ●貸出金や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託金の元本に欠損が生じた場合には、当社が元本を補てんします。ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合には履行できない場合があります。
15. 利益補足契約 の有無	利益の補足は行いません。貸出先や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、配当率が予定配当率を下回る可能性があります。
16. 指定紛争解決 機関の名称	<p>当社が契約している指定紛争解決機関</p> <p>一般社団法人 信託協会</p> <p>連絡先 信託相談所</p> <p>電話番号 0120-817335または03-3241-7335</p>
17. その他ご留意 いただく事項	<ul style="list-style-type: none"> ●この信託は、『合同運用指定金銭信託約款』によりお取扱いいたします。本商品をご利用の際には、必ず本約款をご覧ください。 ●自動継続をご指定いただいた場合は本約款に加え、『合同運用指定金銭信託自動継続規定』によりお取扱いいたしますので必ずご覧ください。